東海市告示第４６号

令和７年度東海市就学前障がい児福祉給付金支給要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市就学前障がい児福祉給付金支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、児童発達支援を受けた就学前障がい児の保護者に対し、福祉給付金を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　児童発達支援　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援をいう。

⑵　就学前障がい児　法第４条第２項に規定する障がい児のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。

⑶　保護者　法第６条に規定する保護者をいう。

（対象者）

第３条　福祉給付金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、東海市内に住所を有する法第２１条の５の７第９項に規定する通所受給者証を交付された保護者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

⑴　別表に掲げる世帯に属する児童発達支援を受けた就学前障がい児の保護者であること。

⑵　同一世帯（世帯は異なるが事実上同一世帯と認められる特別の事情がある子を養育している世帯を含む。以下同じ。）で２人以上養育している場合で、当該子のうち、最年長者以外のものが児童発達支援を受けた就学前障がい児であるときの

当該就学前障がい児の保護者であること。

（福祉給付金の額）

第４条　福祉給付金の額は、内閣総理大臣が定める基準により算定された児童発達支援に要した費用の額から、法第２１条の５の３第２項により算定された障がい児通所給付費の額に多子軽減措置により減額される利用者負担額を加算した額を差し引いた額に、障がい児施設における現実の食事の提供に要する費用（１食５５０円を上限とする。）を加算した額とする。

（福祉給付金の認定申請）

第５条　対象者が福祉給付金の支給を受けようとするときは、福祉給付金認定申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前年度以前に福祉給付金の支給認定を受けた者が、当該対象者の要件を喪失し、又は変更することなく、引き続き当該年度において第３条に規定する対象者の要件に該当する場合は、当該申請書の提出を要しない。

（福祉給付金の支給認定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、第３条に規定する要件を審査の上、支給の可否を決定し、福祉給付金認定／却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

２　前条ただし書の規定により同条の申請書の提出を要しない者は、前項の規定による認定を受けた者とみなす。

３　前項の規定により支給認定者とみなされた者については、毎年７月に福祉給付金支給の可否を決定し、その旨を通知する。

（福祉給付金の支給）

第７条　市長は、前条の規定により福祉給付金の支給認定を受けた者（以下「支給決定者」という。）からの請求に基づき、認定を受けた月以降から、支給要件を具備する間、福祉給付金を月単位に支給するものとする。

２　福祉給付金の支給は、その支給により、児童発達支援に通常要する費用につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を合計した額を満たすときに行うものとする。

３　児童発達支援を行う者（以下「児童発達支援事業者」という。）から児童発達支援を受けたときは、市長は、福祉給付金を、支給決定者に支給すべき額の限度におい

て、当該支給決定者に代わり、当該児童発達支援事業者に対し支払うものとする。

４　前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し福祉給付金の支給があったものとみなす。

５　児童発達支援事業者は、支給決定者から福祉給付金認定通知書の提示を受け、第４条に規定する福祉給付金の額に相当する額を算定し、市長に通知するものとする。

（不正利得の返還）

第８条　市長は、偽りその他不正の行為により福祉給付金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第９条　福祉給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（報告）

第１０条　市長は、福祉給付金の支給に関し、必要と認めるときは、福祉給付金の支給を受けようとする者及び児童発達支援事業者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第３条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">児童発達支援を受けた就学前障がい児が属する世帯の階層区分</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="2">生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="2">A階層を除き当該年度分（支給認定を受ける時が４月から６月までの間にあっては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯</td></tr>
<tr><td>C_1</td><td rowspan="2">A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td>均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）</td></tr>
<tr><td>C_2</td><td>所得割の額が７７，１０１円未満</td></tr>
</table>

備考

１　C_1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいい、C_2階層における「所得割」とは、同項第２号に規定する所得割（同法第３２８条の規定により課する所得割を除く。）（この所得割を計算する場合には、同法第３１４条の７から第３１４条の９まで並びに附則第５条第３項、第５条の４第６項、第５条の４の２第５項、第５条の５第２項、第７条の２第４項及び第５項、第７条の３第２項並びに第４５条の規定は適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第３２３条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

２　世帯の階層区分の認定については、児童発達支援を受けた就学前障がい児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行う。